

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

秋田県税条例の一部を改正する条例(四七・税務課)……………	4
診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例(四八・福祉政策課)……………	12
秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(四九・長寿社会課)……………	14

この号で公布された
条例のあらまし

1 秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)

1 県民税

所得割の算定の特例として所得割の額から控除する額の算定の基礎となる額を、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、三五万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えて得た数を乗じて得た金額に三三万円(現行三五万円)を加算した額とすることとした。(附則第二条関係)

2 事業税

保険業法(平成七年法律第一〇五号)に規定する少額短期保険業者である法人について、各事業年度の収入金額を課税標準として事業税を課することとした。(第四八条及び第四九条、第五一条関係)

3 不動産取得税

- (一) 税率(本則一〇〇分の四)を一〇〇分の三とする特例措置について、住宅及び土地の取得に係る当該措置の適用期限を平成二一年三月三十一日まで(現行平成一八年三月三十一日まで)延長するとともに、住宅以外の家屋の取得に係る当該措置を廃止することとした。(附則第十五条関係)
- (二) 宅地評価土地の取得に係る課税標準をその価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二一年三月三十一日まで(現行平成一七年二月三十一日まで)延長することとした。(附則第一六条の二関係)
- (三) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成二〇年三月三十一日まで(現行平成一八年三月三十一日まで)延長することとした。

- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅の新築の日から一年を経過した日(本則六月を経過した日)とする特例措置(附則第一四条の七関係)
- (2) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、当該措置等の期間を五年延長する特例措置(附則第一七条関係)

4 県たばこ税

- (一) 県たばこ税の税率を、平成一八年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき一、〇七四円(現行九六九円)に引き上げることとした。(第八三条及び附則第一八条の三第一項関係)
- (二) (一)にかかわらず、旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成一八

5 自動車税
 年七月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、一、〇〇〇本につき五
 一円(現行四六一円)に引き上げることとした。(附則第一八条の三第二項開
 係)

(一) 自動車税の税率の特例措置を次のとおり講ずることとした。(附則第十九条開
 係)

(1) 平成一八年度及び平成一九年度に新車新規登録を受けた電気自動車、天然ガ
 ス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギー消費効率が基準エネルギー消
 費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の
 排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものにつ
 いて、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率からおおむね一〇〇
 分の五〇を控除した率とすることとした。

(2) 平成一八年度及び平成一九年度に新車新規登録を受けたエネルギー消費効率
 が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の自動車
 のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を
 超えないものについて、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率か
 らおおむね一〇〇分の二五を控除した率とすることとした。

(3) 平成七年三月三十一日までに新車新規登録を受けたガソリン車又はLPG車に
 ついて、当該登録を受けた日から起算して一四年を経過する日の属する年度以
 後の年度において現行の税率におおむね一〇〇分の一〇を加算した率とするこ
 ととした。

(4) 平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたディーゼル車その他の(3)の
 自動車以外の自動車について、当該登録を受けた日から起算して一二年を経過
 する日の属する年度以後の年度において現行の税率におおむね一〇〇分の一〇
 を加算した率とすることとした。

(二) 道路運送車両法(昭和二六年法律第一八五号)に規定する移転登録に伴い課税
 される自動車税の徴収方法を普通徴収(現行証紙徴収)とすることとした。(第
 一二七条関係)

6 自動車取得税

自動車取得税の課税標準及び税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を重
 点化し、その適用期限を平成二〇年三月三十一日まで(現行平成一八年三月三十一日ま
 で)延長することとした。(附則第二二条関係)

(一) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得
 た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容
 限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三〇万円を控除すること

とした。
 (二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得
 た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容
 限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から一五万円を控除すること
 とした。

(三) 平成一八年四月一日から平成二〇年三月三十一日までの間に取得される車両総重
 量が三・五トンを超えるディーゼル車のうち、平成一七年重量車排出ガス保安基
 準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるも
 のに係る税率を、現行の税率から一〇〇分の一(当該自動車のうち窒素酸化物又
 は粒子状物質の排出量が平成一七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物
 又は粒子状物質の値の一〇分の九を超えないものにあつては、一〇〇分の二)を
 控除した率とすることとした。

7 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、4は、同
 年七月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 (四) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田
 県条例第八号)ほか一条例について所要の規定の整理を行うこととした。

診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例(秋田県条例第四
 八号)
 診療報酬の算定方法等に係る厚生労働省告示の制定に伴い、特別職の職員で非常勤
 のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)ほか七
 条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県
 条例第四九号)

1 介護サービス事業者から介護サービス情報の調査及び公表に関する事務に係る手
 数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第二条関係)

2 知事が介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせることとした者(以
 下「指定調査機関」という。)が行う調査を受けようとする者は、当該調査に関す
 る事務に係る手数料を知事が介護サービス情報の報告の受理及び公表に関する事務
 を行わせることとした者(以下「指定情報公表センター」という。)を経由して指
 定調査機関に納めなければならないこととする。当該手数料は、指定調査

- 機関の収入とすることとした。(第三条関係)
- 3 指定情報公表センターが行う公表に係る報告を行おうとする者は、当該公表に関する事務に係る手数料を指定情報公表センターに納めなければならないこととする。とともに、当該手数料は、指定情報公表センターの収入とすることとした。(第三条関係)
- 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十七号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「それぞれ当該」を「同表の」に改め、同項の表第一号中「資本等の金額(資本の金額又は出資金額と)」を「資本等の金額又は同条第十七号の三」を「資本等の金額又は同条第十七号の二」に、「連結個別資本積立金額との合計額」を「連結個別資本等の額」に、「で定める」を「に規定する」に、「資本の金額又は出資金額を」を「資本の金額又は出資金の額を」に改め、同表第二号から第四号までの規定中「資本等の金額」を「資本等の額」に改める。

第四十八条第一項第一号(二)中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「当該社団又は財団で」の下に「当該」を加え、「法人に関する」及び「これに」を削る。

第四十九条第一項第一号(二)中「資本等の金額」を「資本等の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項及び第三項中「資本等の金額及び所得、」を「資本等の額並びに所得及び」に改める。

第五十条第二項中「生命保険業及び損害保険業」を「又は保険業」に改める。

第五十一条第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号(二)中「資本等の金額」を「資本等の額」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」に改め、同項第一号(二)中「資本等の金額」を「資本等の額」に改める。

第八十三条中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第二百二十七条第二項中「又は第十三条」及び「(法第百五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。)」を削り、同条第三項中「又は第十三条」を削る。

第八十四条第一項中「によつて」を「により」に、「営業」を「事業」に改め、同条第二項第一号中「営業を」を「事業を」に改め、同号(四)中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改め、同項第二号中「営業」を「事業」に改める。

第百九十二条の二の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

附則第二条第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める。

附則第十四条の七第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「四年」を「四年」に改める。

附則第十五条の見出しを「(住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十六条第五項中「営業」を「事業」に改める。

附則第十六条の二第二項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「若しくは」を「若しくは」に、「附則第十六条第三項第一号」を「前条第三項第一号」に、「当該価格が」を「当該被収用不動産等又は土地の価格が固定資産課税台帳に」に、「おけるこれら」を「おける第七十六条の二第一項又は前条第三項」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする」に改め、同項の表を削る。

附則第十七条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の三第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

附則第十九条第一項中「及び第四項」の下に「並びに附則第二十二條第二項」を加え、「各年度分」を「年度分」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第十九条第三項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十二条において「エネルギー消費効率」という。）が令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第二十二条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が法施行規則附則第五条の二第二項に規定する許容限度（以下この条及び附則第二十二条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するものに対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ読み替える。

附則第十九条第四項中「低燃費車で」を「電気自動車等及び」に、「優れたものとして令附則第十条の二第二項に規定するもの（第六項並びに附則第二十二条第五項及び第六項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして法施行規則附則第五条の二第四項に規定する許容限度（第六項並びに附則第二十二条第五項及び第六項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に、「附則第五条の二第五項」を「附則第五条の二第四項」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第五項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える。

附則第十九条第六項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一」に、「自動車で法施行規則附則第五条の二第七項」を「もので法施行規則附則第五条の二第六項」に、「優良低燃費車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車」に、「低窒素酸化物排出許容限度の二分の一」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一」に、「自動車で同条第八項」を「もので同条第七項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附則第二十二条第二項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる

自動車で法施行規則附則第十二条第二項に規定するものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同条第四項に規定するものを「電気自動車等」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二第一項」を「附則第十二条第一項」に、「附則第十二条の二第二項」を「附則第十二条第二項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二第三項」を「附則第十二条第三項」に改め、同条第五項中「優良低燃費車のうち、」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車」を「もので」に、「附則第十二条の二の二第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、「取得（）」の下に「第二項又は」を加え、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で法施行規則附則第十二条の二の二第二項に規定するもの及び低燃費車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一」に、「自動車で同条第三項」を「もので法施行規則附則第十二条の二第二項」に改め、「取得（）」の下に「第二項、」を加え、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の二第四項」を「附則第十二条の二第三項」に改め、同条第八項中「道路運送車両法」の下に「第四条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法」を加え、「に適合する自動車」でバス、トラックその他の法施行規則附則第十二条の二の三第五項に規定するもの」を「で法施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定するもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第六項に規定するもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）」に、「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に、「百分の一」を「百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で法施行規則附則第十二条の二の二第七項に規定するものにあつては、百分の二）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八十四条第一項及び第二項、第九十二条の二の見出し及び同条第一項並びに附則第十六条第五項の改正規定 平成十八年五月一日
- 二 第八十三条及び附則第十八条の三の改正規定並びに附則第十二項から第十八項までの規定 平成十八年七月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）附則第二条の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- （事業税に関する経過措置）
- 4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 5 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての新条例第四十八条第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 6 次項から附則第十一項までに定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 この条例による改正前の秋田県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。
- 8 新条例附則第十六条の二第一項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 9 次項に定めるものを除き、新条例附則第十六条の二第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の新条例第七十六条の二第一項又は附則第十六条第三項に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課

する不動産取得税については、なお従前の例による。

10 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、新条例附則第十六条第三項第一号に規定する人会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に同項に規定する土地の取得が行われた場合において、同項各号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、地域振興局長が地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。)(第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該土地が地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項及び次項において「旧法」という。)(附則第十七条の第一項又は第二項の規定を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の第二項の修正基準)によつて決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例附則第十六条第三項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」とする。

11 前項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十六条第三項の規定により地域振興局長が土地の価格を決定する場合において、当該土地が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十六条第三項の規定の適用については、同項中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)第一条の規定による改正前の法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(県たばこ税に関する経過措置)

12 平成十八年七月一日(次項及び附則第十四項において「指定日」という。)(前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

13 指定日前に秋田県税条例第八十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(地方税法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)(が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第八十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第十八項において同じ。)(又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売

- 販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
- 一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき百五円
 - 二 新条例附則第十八条の第三項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円
- 14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。
- 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。) 及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - 二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 15 附則第十三項に規定する者が前項の規定による申告書を地方税法等の一部を改正する法律附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律附則第五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せてこれらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する地域振興局長に提出されたものとみなす。
- 16 附則第十四項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。
- 17 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八十二条第二項中「前項」とあるのは「秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第四十七号)附則第十三項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第八十三条の三から第八十三条の五までの規定を除く。)を適用する。
- 18 卸売販売業者等が販売契約の解除その他やむを得ない理由により小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第八十三条の四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第八十三条の三の規定により地域振

興局長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

19 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

20 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

21 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

(不動産取得税の税率の特例)

5 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条若しくは附則第十五条第一項又は秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第四十七号)附則第七項の規定によりなお効力を有することとされ、及び読み替えて適用される同条例による改正前の県税条例附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 前項の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第五項の規定は、施行日以後の同条例第三条に規定する家屋又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

23 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

(不動産取得税の税率の特例)

3 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の

取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条若しくは附則第十五条第一項又は秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第四十七号）附則第七項の規定によりなお効力を有することとされ、及び読み替えて適用される同条例による改正前の県税条例附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

（中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

24 前項の規定による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例附則第三項の規定は、施行日以後の同条例第二条に規定する家屋又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十八号

診療報酬の算定方法等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改める。

一 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）第六条第二項

二 秋田県知的障害福祉施設条例（平成十七年秋田県条例第六十八号）別表第一号(二)の表診療の項

三 秋田県総合保健センター条例（昭和六十一年秋田県条例第三十四号）別表第一号(二)の表その他の健康診査の項

（秋田県太平療育園条例の一部改正）

第二条 秋田県太平療育園条例（平成十七年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表診療の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、同表入院時の食事の提供の項中「（平成六年厚生省告示第二百三十七号）」を「（平成十八年

厚生労働省告示第九十九号」に改める。

(秋田県小児療育センター条例の一部改正)

第三条 秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表診療の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改め、同表入院時の食事の提供の項中「(平成六年厚生省告示第二百三十七号)」を「(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)」に改める。

(秋田県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五十四年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「各号に掲げる」を削り、同項第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改める。

(県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例の一部改正)

第五条 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(昭和二十三年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 使用料及び手数料の額は、診療にあつては診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき算定した額の範囲内において、検査、処理等にあつてはこれらに要する費用の額の範囲内において、それぞれ知事が定める。

(秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部改正)

第六条 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表診療の項を次のように改める。

- | | |
|---|--|
| <p>一 二に掲げる療養以外の診療</p> <p>診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき算定した額。ただし、これにより難い場合にあつては、適正な原価を基礎として知事が定める額</p> <p>二 厚生労働大臣の定める選定療養(平成十八年厚生労働省告示第百五号)第十二号に規定する入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> | |
|---|--|

診	療
	<p>特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百一号）に基づき算定した額（以下「療養費用額」という。）に、同告示第一項後段（同告示別表第二の上欄に掲げる療養に関する部分に限る。）の規定の適用がないものとして同告示に基づき算定した額から療養費用額を差し引いた額に一・〇五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を加えて得た額。ただし、これにより難しい場合にあっては、適正な原価を基礎として知事が定める額</p>

別表第一第一号の表入院時の食事の提供の項中、「（平成六年厚生省告示第二百三十七号）又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百五十三号）」を、「（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）」に、「あつて」を「あつて」に改め、別表第一第二号の表「^{ぶつ}フルオロデオキシグルコースによる陽電子断層撮影健康診査の項中、「^{ぶつ}フルオロデオキシグルコース」を「^{ぶつ}フルオロデオキシグルコース」に改め、同表その他の健康診査の項中、「健康保険の算定方法又は老人保健の算定基準」を「診療報酬の算定方法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第二号、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした第一条第一号の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の規定による精神保健指定医の診察に係る費用弁償の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした秋田県心身障害者コロニー、秋田県太平療育園、秋田県小児療育センター、秋田県精神保健福祉センター、県の衛生関係施設、秋田県総合保健センター、秋田県立脳血管研究センター又は秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの診療、入院時の食事の提供又は健康診査に係る使用料の額については、なお従前の例による。

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十九号

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(九)第九十四条第一項の規定による」を「。以下「法」という。(一)の規定により」に、「及び同条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)(二)の許可を受けようとする者」を「等」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請

一件につき 六万三千元

二 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)(三)の許可の申請

一件につき 三万三千元

三 法第一百五十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査

- (一) 訪問介護に係るもの 一件につき 四万六千三百円
 - (二) 訪問入浴介護に係るもの 一件につき 四万三千九百円
 - (三) 訪問看護に係るもの 一件につき 四万三千九百円
 - (四) 通所介護に係るもの 一件につき 四万六千三百円
 - (五) 特定施設入居者生活介護に係るもの 一件につき 四万七千七百円
 - (六) 福祉用具貸与に係るもの 一件につき 三万五千八百円
 - (七) 居宅介護支援に係るもの 一件につき 三万五千八百円
 - (八) 介護福祉施設サービスに係るもの 一件につき 五万七千七百円
 - (九) 介護保健施設サービスに係るもの 一件につき 四万八千九百円
- 四 法第一百五十五条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表
- 一件につき 一万三千九百円

第四条を第五条とする。

第三条中「とき」の下に「(第二条第三号及び第四号の手数料にあつては、介護サービス情報の報告があつたとき)」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付先)

第三条 法第一百五十五条の三十一第一項の規定により知事が介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせることとした者(以下「指定調査機関」という。)が行う当該調査を受けようとする者は、前条第三号の手数料を法第一百五十五条の三十六第一項の規定により知事が介護サービス情報の報告の受

- 理及び公表に関する事務を行わせることとした者（以下「指定情報公表センター」という。）を経て指定調査機関に納めなければならない。
 - 2 指定情報公表センターに法第百十五条の二十九第一項の規定による介護サービス情報の報告を行おうとする者は、前条第四号の手数料を指定情報公表センターに納めなければならない。
 - 3 前二項の規定により指定調査機関又は指定情報公表センターに納められた手数料は、当該指定調査機関又は指定情報公表センターの収入とする。
- 附 則
- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所
 印 刷 者

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)8766 FAX(083)0005
 E-mail:natsubara@natsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷株式会社

